

十九八七	六五四	三二一	人基年〇
初利発発 期率行行 利価日 子格	振額最低 替単位 額面金	用振の法發号 等替條律及 法項及 のの根 適そ拠 及び適	財務人 務省告 示第 国債第 二年行 年行二 十行二 年六月 八号
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し二・金二。整載法 を、十〇額十 支次七五百六 払の年パ円年 う算六に十 °式月セつ二 たに十ンき月 だよ五ト百十 しり日円五 、算を 支出支 払し払	額の定以律社 万六面振の下 円万金替適「平 円額機適用振 で百は受け法」 七十本銀ものと 四億行のとし 千四百とする ものとし、の規 と金簿	三十個 人向 け特 年別 人向 け人向 け利付 に關する 二十 年十 月九 等財 務大臣 麻生太郎 のとおり告 示する。規 定した個 に	二十 年行二 十行二 年六月 八号等 に 二月 月九 日等 財務大 臣 麻生太 郎 のとお り告示 する。規 定した個 に
たに十 だよ五 しり日 、算を 支出支 払し払	に十 よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	三十個 人向 け特 年別 人向 け利付 に關する 二十 年十 月九 等財 務大臣 麻生太郎 のとお り告示 する。規 定した個 に	二十 年行二 十行二 年六月 八号等 に 二月 月九 日等 財務大 臣 麻生太 郎 のとお り告示 する。規 定した個 に
たに十 だよ五 しり日 、算を 支出支 払し払	に十 よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	三十個 人向 け特 年別 人向 け利付 に關する 二十 年十 月九 等財 務大臣 麻生太郎 のとお り告示 する。規 定した個 に	二十 年行二 十行二 年六月 八号等 に 二月 月九 日等 財務大 臣 麻生太 郎 のとお り告示 する。規 定した個 に



には一円とする。ただし、受個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.05}{100}$$

初期利子支払期の6カ月前の日  
から発行日までの日数

365

(二) 平成二十八年六月十五日以後の場合

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額}}{100} \times 2$$

十七 中途換金の特例

（昭和二十九年法律第七十三条）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者はその相続人（特別区を含み、）が、死亡したときは当該市又は当該都市にあつてすずきにきる居住する市町村（特別区を含み、）の相続人が、又はその第一項の指定都市の区とす。

十八  
元利金支  
 払場所

(一) 金員を有する者は、当該個人向けるにあつても、当該個人民十一年度の中途換金を請求する。算式により算出した、当該個人民十一年度の区分とし、請求のすりに応じた。

（昭和二十二年法律第百十救助法）の区域において、災害が発生し、当該災害にかかる債権をつかつて、災害による救助金を交付する者に係る損害号は、昭和二十二年五月十五日以前に該年度の中途換金を請求する。算式により算出した、當該個人民十一年度の区分とし、請求のすりに応じた。

(二) 平成二十七年六月十五日から平成二十七年六月十五日までの間に、該年度の中途換金を請求する。算式により算出した、當該個人民十一年度の区分とし、請求のすりに応じた。

（昭和二十二年法律第百十救助法）の区域において、災害が発生し、当該災害にかかる債権をつかつて、災害による救助金を交付する者に係る損害号は、昭和二十二年五月十五日以前に該年度の中途換金を請求する。算式により算出した、當該個人民十一年度の区分とし、請求のすりに応じた。

（二） 平成二十七年六月十五日前の場合の額面金額 - 受入経過利子に相当する金額 + 経過利子に相当する金額 + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 )

日本銀行